

平成２９年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名

京都市教育委員会

I 概要

1 事業の概要

- 障害者スポーツを通じた「交流及び共同学習」の実施
 - ・総合支援学校小学部と小学校との障害者スポーツ交流
ボッチャの体験を通じた交流
 - ・総合支援学校中学部・高等部と中学校との障害者スポーツ交流
卓球バレー・ボッチャ・フライングディスクの体験を通じた交流
- 「交流及び共同学習」の推進
 - ・「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」における視察と意見交換
- 保護者向け啓発リーフレットの配布
 - ・『障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために』
- 学校教職員向け事例集（試案）の作成
 - ・『障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のためのQ & A（仮称）』

2 事業の成果

本市では、平成２７・２８年度に引き続き、本事業を受託し、北総合支援学校を中心として従前から交流実績のある小中学校を選定して、本事業を実施した。なお、中学校においては、２７年度は以前から交流のあった複数校の生徒会役員同士での交流から実施を始めたが、２８年度は、中学校１校を選定し、学校間での交流を実施、２９年度は、継続して交流している１校を含む同行政区内の中学校３校と交流を実施した。さらに、本事業の関連事業として、北総合支援学校に隣接する老人デイサービスセンターの利用者の方を中心に、主に卓球バレーを通じた地域の方々との交流も実施した。

障害者スポーツはどの競技もユニバーサルデザインとなっており、障害の有無や性別・年齢問わず、参加者全員が楽しめる要素がある。団体スポーツにおいては、仲間とのコミュニケーションが必要になり、自然に関わる機会をもつことができ、スポーツの勝敗を通じて、勝った時の喜びや負けた時の悔しさを同じチームの仲間と共感しやすい。障害のない児童生徒は、どうしても障害のある児童生徒に「何かしてあげないといけない」という気持ちを持ちがちであるが、実際に障害者スポーツを通じての交流を続ける中で、「してあげる」「してもらおう」の関係ではなく、同じ仲間として共に活動し、共に楽しむ姿が見られるようになってきている。

実際に、障害のない子どもに、実施前後にとった総合支援学校の子どもの印象を聞いたアンケート結果からは、実施前は「暗いイメージ」「話しづらそう」「会話がはずまない」などの意見が見られたが、実施後は「優しくて親しみやすかった」「みんな笑顔でたくさん話してくれた」などの感想が見られ、お互いが活動を楽しむ中で協力し、関わり合う姿を見ることができた。障害のある子どもについても、初対面の児童生徒との関わりであっても、自

然と話しかけたり、一緒に喜びあったりといった姿や、交流活動を行った児童生徒の言動を見て、自分も同じようにやってみたいという意欲をもち、それを自ら行動に移す姿が見られた。また、地域のお年寄りの方との交流の中では、総合支援学校の子どもが、ボールを緩やかに返す等のお年寄りの方への配慮を自ら行う等の行動が見られ、同世代のみならず多様な年代・立場の方々との交流の意義を感じることができた。

さらに、各園・校種の校長やPTA、私立幼稚園・保育所等の代表者から構成する「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」を総合支援学校において実施し、本事業について報告するとともに、実際に障害者スポーツの体験や総合支援学校内の授業見学を行い、指導・助言をいただいた。

これらの取組により、小・中学校の児童生徒、教員及び保護者や地域の方々が、本事業で最終的に目標としている、総合支援学校を特別なものでなく、地域の学校の一つであるということ、地域において、多様な方々が生活していること、そして障害のない方も障害のある方もお互いが同じ地域の一員であることを改めて認識し、自然に支え合うことのできる社会を実現するための第一歩となったと考える。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

「交流及び共同学習」を、単発的な取組ではなく、教育課程に位置付けて、継続的な取組としていくためには、前年度から学校間で相談・調整の上、年間計画の中に組み込んで、内容等についても綿密に事前調整をする必要があるが、小・中学校において、特に学年が上がるにつれて、授業時数の確保を優先せざるを得ない状況があり、調整が難しい。28年度の総合支援学校児童生徒と小・中学校との居住地校交流の実施率は、小学校 80.5%（27年度 82.1%）、中学校 34.8%（27年度 16.6%）と、中学校の実施率が前年度と比較して大幅に増加はしているものの、依然として実施率が高いとは言えないことから、小・中学校等への「交流及び共同学習」の意義や実施方法についての更なる周知・啓発が必要である。

また、活動をどのように評価するかも課題である。交流及び共同学習を通じての変容や実践力の高まりは、短時間で、また特定の場所で現れるとは限らず、長期的に、また多面的に評価をしていくことが必要であると考えられる。交流時のアンケートだけでは長期的な思いの変化をつかめず、また学校という限られた場面での評価になってしまう。長期的な視野に立った評価方法や、家庭生活においての変容の捉え方について、引き続き検討が必要である。

以上のような課題を踏まえ、次年度以降は、27年度に作成した「交流及び共同学習」の概要と事例を掲載したパンフレットを引き続き小・中学校のみならず関係機関に配布するとともに、現在試案の形で作成している、今回のモデル校における取組事例を中心に、交流及び共同学習への具体的な取り組み方（手順や事前準備、事前学習、指導案等）の参考例等を掲載した『障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のためのQ & A（仮称）』を30年2月8日付文部科学省から発出された「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習の推進について（依頼）」の内容も踏まえた上で完成させ、各学校園に配布する。あわせて、モデル校の実践内容も含めた市立学校・幼稚園向けの事例集の説明会を実施し、成果を共有することで、全市における交流及び共同学習の量的・質的な向上や実施率の向上を図る。また、モデル校以外の地域制総合支援学校3校においても、地域の小・中学校に働きかけることにより、障害者スポーツ以外の取組も含めた「交流及び交流学習」の取組の推進を全市域で図っていく。